



福岡医発第 1263 号 (地)

平成 30 年 7 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公 印 省 略)

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて (その 2)

平成30年7月豪雨による被災状況等鑑み、関連書類等の紛失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるために必要な手続をとることができない場合の取扱いについて、平成30年7月10日付け福岡医発第1075号(地)「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等及び公費負担医療の取扱いについて」にてご連絡申し上げたところです。

今般、上記の取扱いに加えて、新規の申請の取扱い及び受給者証等の有効期間経過後の取扱いが示された旨、日本医師会より通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

平成30年7月豪雨による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて (その 2)

(平30. 7. 24事務連絡

厚生労働省健康局健康課、がん・疾病対策課、結核感染症課、難病対策課)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎

会長 島田昇二郎

(保 119)

平成30年7月25日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎

平成30年7月豪雨による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて（その2）

平成30年7月豪雨による被災状況等鑑み、関連書類等の紛失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるために必要な手続をとることができない場合の取扱いについて、平成30年7月9日付（保 85）「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等及び公費負担医療の取扱いについて」にてご連絡申し上げたところです。

今般、上記の取扱いに加えて、新規の申請の取扱い及び受給者証等の有効期間経過後の取扱いが示されました。

つきましては、添付資料のとおり本会あてに周知依頼が来ましたので、ご連絡申し上げますとともに、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

平成30年7月豪雨による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて（その2）

（平 30. 7. 24 事務連絡）

厚生労働省健康局 健康課、がん・疾病対策課、結核感染症課、難病対策課）

事 務 連 絡
平成30年7月24日

各都道府県 民生・衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局

健 康 課
がん・疾病対策課
結核感染症課
難病対策課

平成30年7月豪雨による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて（その2）

健康行政につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

この度の平成30年7月豪雨による被災状況等に鑑み、関連書類等の紛失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるために必要な手続きをとることができない場合も考えられることから、被災者の方々の公費負担医療の取扱いについて、「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（平成30年7月6日付け厚生労働省健康局総務課等事務連絡）を発出したところです。

今般、上記の事務連絡の取扱いに加えて、新規の申請の取扱い及び受給者証等の有効期間経過後の取扱いについて、別紙のとおりとすることといたします。また、貴管内の市町村（特別区を含む。）に対しても、周知いただきますようお願いいたします。

なお、（公社）日本医師会等に対しましても、この取扱いにつき、協力を依頼しておりますことを申し添えます。

(1) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

① 新規申請に係る有効期間の始期の取扱い

平成30年6月28日から同年11月30日までに新規に受理した受給者証の交付申請については、今般の災害による被災状況等に鑑み当該申請を行うことが相当期間困難であったと認められる場合に限り、各都道府県の判断により、医師の診断書に記載された日を交付申請書の受理日とみなして受給者証を交付することとして差し支えないものとする。

② 都道府県域を超えて避難した者に係る申請地の取扱い

今般の災害により居住地のある県から他の都道府県へ避難している者が新規に受給者証の交付申請を行う場合には、当該他の都道府県知事に申請を行うことも可能とし、この場合、当該他の都道府県知事が認定を行った上、受給者証を交付するものとする。

なお、この場合、受給者証の交付申請の際に添付することとされている住民票等の書類については、実情に即した弾力的な対応をとることとして差し支えないものとする。

③ 受給者証の有効期間経過後の取扱い

今般の災害による被災状況等に鑑み、やむを得ないと認められる場合に限り、現に受給者証の交付を受けている患者であって、受給者証の更新申請を行っている者（延長申請又は更新申請を行う予定であった者を含む。）については、更新の受給者証が交付されるまでの間は、現に有している受給者証の有効期限の経過後も継続して受診できるものとする。

また、有効期間満了後1年以内の更新手続きであり、平成30年11月30日までに当該更新手続きが行われた場合は、受給者証の有効期間は、同年6月1日からとして差し支えないものとする。

(2) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

① 都道府県域等を超えて避難した者に係る申請地の取扱い

今般の災害により居住地のある県または指定都市から他の都道府県等へ避難している者が新規に対象患者の決定の申請を行う場合には、当該他の都道府県知事又は指定都市市長（以下「他の都道府県知事等」という。）に申請を行うことも可能とし、この場合、当該他の都道府県知事等が対象患者の決定を行うものとする。

② 決定の有効期限経過後の取扱い

現に対象患者の決定を受けている者であって、その更新申請を行っている者（更新申請を行う予定であった者を含む。）については、今般の災害による被災状況等に鑑みやむを得ないと認められる場合に限り、対象患者の決定が更新されるまでの間は、有効期限の経過後も引き続き事業の対象とするものとする。

（３）小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

市町村域を超えて避難した者に係る申請地の取扱いについて、今般の災害により居住地のある市町村から他の市町村へ避難している者が新規に日常生活用具の給付の申請を行う場合には、当該他の市町村に申請を行うことも可能とし、この場合、当該他の市町村が審査を行った上、給付の決定をするものとする。

（４）肝炎治療特別促進事業

① 新規申請に係る有効期間の始期の取扱い

平成３０年６月２８日から同年１１月３０日までに新規に受理した受給者証の交付申請については、今般の災害による被災状況等に鑑み、当該申請を行うことが相当期間困難であったと認められる場合に限り、各県の判断により、医師の診断書に記載された助成対象となる治療の開始月の１日を交付申請書の受理日とみなして受給者証を交付することとして差し支えないものとする。

② 都道府県域を超えて避難した者に係る申請地の取扱い

今般の災害により居住地のある県から他の都道府県へ避難している者が新規に受給者証の交付申請を行う場合には、当該他の都道府県知事に申請を行うことも可能とし、この場合、当該他の都道府県知事が認定を行った上、受給者証を交付するものとする。

なお、この場合、受給者証の交付申請の際に添付することとされている住民票等の書類については、実情に即した弾力的な対応をとることとして差し支えないものとする。

③ 受給者証の有効期間経過後の取扱い

現に受給者証の交付を受けている患者であって、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に関する助成期間の延長申請又は受給者証の更新申請を行っている者（延長申請又は更新申請を行う予定であった者を含む。）に係る取扱いについては、当該延長又は更新が認定された後に、現に有する受給者証の有効期間の終期まで遡及する取扱いとしてよいものとする。

（５）特定疾患治療研究事業

① 新規申請に係る有効期間の始期の取扱い

平成３０年６月２８日から同年１１月３０日までに新規に受理した医療受給者証の交付申請については、今般の災害による被災状況等に鑑み当該申請を行うことが相当期間困難であったと認められる場合に限り、各都道府県の判断により、医師の診断書に記載された日を交付申請書の受理日とみなして医療受給者証を交付することとして差し支えないものとする。

② 都道府県域を超えて避難した者に係る申請地の取扱い

今般の災害により居住地のある県から他の都道府県へ避難している者が新規に医療受給者証の交付申請を行う場合には、当該他の都道府県知事に申請を行うことも可能とし、この場合、当該他の都道府県知事が認定を行った上、医療受給者証を交付するものとする。

なお、この場合、医療受給者証の交付申請の際に添付することとされている住民票等の書類については、実情に即した弾力的な対応をとることとして差し支えないものとする。

③ 医療受給者証の有効期間経過後の取扱い

現に医療受給者証の交付を受けている者であって、医療受給者証の更新申請を行っている者（更新申請を行う予定であった者を含む。）については、今般の災害による被災状況等に鑑みやむを得ないと認められる場合に限り、更新の医療受給者証が交付されるまでの間は、現に有している医療受給者証の有効期間の経過後も継続して受診できるものとする。

（６）ポリオ生ワクチン２次感染対策事業

死亡一時金の申請の期限の取扱いについて、平成３０年６月２８日から同年１１月３０日までの間に申請の期限が到来する死亡一時金の申請（申請者が特定被災区域（平成３０年７月豪雨に際し、災害救助法が適用された市町村の区域をいう。）内に居住者を有する者である場合に限る。）については、当該申請の期限を同年１１月３０日までとする。